

令和5年2月 河北町農業委員会総会（第2回）

令和5年2月27日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に召集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年2月27日（月曜日）午後2時01分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第6号	農用地利用集積計画の一部取消しについて
議第7号	農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

皆様たいへんお疲れ様でございます。この間、農業委員会の研修及びファシリテーター

研修等に参加いただきまして誠にありがとうございます。只今から令和5年2月河北町農業委員会総会を開催いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

この天気のいい中お集まりいただきましてありがとうございます。ちょっと私皆様にお詫びしなければならないことございます。今日の総会資料の所謂集積計画について、ちょうど12月の溝延地区の調整会議の折、私所用がありまして、座長を務めることができませんでした。

尚且つ事前にJAさんが私に相談にみえることが慣例でしたけども、その時に限り私の方に調整に参りませんでした。私の方が急遽その時日程の都合がつかなかったもんですから、12月に委員になったばかりの押野さんに、まず頼むや、とお願いしました。その時に結果を聞かなかった私も大変不手際なんですけども。今回総会資料見まして所謂中間管理事業の集積計画、西里ファームさんに、溝延地区扇田、かなりの筆数を中間管理事業として認可したような形に資料の中ではなりました。これも大変事務局の方に申し訳ないことしたんですけども、悪しき前例を作ってはいけない、と。人・農地プランに手を挙げてない方に中間管理事業をマッチングしてしまった、と。皆さんのお手元に配布なった資料には西里ファームさんに、溝延の扇田をマッチングするという案を皆さんの方にご提示しておりますけども、所謂取下げさせていただきたいということです。先程農林振興課の方からも、各地域の人・農地プランに記載なっている方々の名簿が、多少もしかしたら間違ったりしてる所あるかもしれませんけども、これから中間管理事業の調整会議等でいろんなものが出て来ようかと思えます。河北町は特に溝延は寒河江市、西里、谷地、西里にしても谷地、溝延との関係、北谷地に関しましても村山市、谷地、あるいは地番的に言うと荒小屋なんかは新吉田になってますので、東根との調整から。それから谷地も多分東根との調整。あとは町内全地域との調整があらうかと思えます。そう言った点で今日農林振興課からお渡しした資料を参考にさせていただいて地域の調整会議の中でより良いマッチング案を。あるいは新たな人・農地プラン、これからは地域計画に変わっていく段階の中で、出来るだけこれから5年10年永続的に農地を守ってくださる方に、ぜひ人・農地プラン、これからは地域計画の方に手を挙げていただいて、これからの地域農業を盛り上げていただけるよう、皆さんの方からお口添えをお願いしたいと思います。また年度変わった時に大きく人が変わったわけです。特に谷地地区は奥山委員を除いて全員新しくなったわけですので、私が12月にきちっと説明しておけば良かったんですけども。問題が起きてからこういった説明になってしまい、大変申し訳ないと思っております。また今日は総会終わってから、認定農業者の会において、地域計画についての説明等あると思えます。その研修会に皆さん方にぜひ参加していただき、これからの地域計画について学んでいただきたいと思います。まず本当に私の不手際と手抜きで皆さん方に、事務局の方にもお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。本日の総会よろしく願いいたします。

○ 押野委員

会長すみません、私の方からも。今回の件について会長はじめ農業委員の皆様、事務局そして当事者関係する西里ファームさんにもご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。人・農地プランの認識はしておりましたけども、寒河江、天童の方々、西里ファームさんについても認識はしておりましたけども。実際私の名前も漏れております。地域計画に入る前に、もう一度チェックしていきたいと思います。これでお詫び申し上げます。

○ 宇野事務局長

はい、それでは次第に添いまして日程第1から会長より進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。先月休みました4番 関委員、それから6番 木嶋委員、お願いします。

それでは日程第2議案の審議に入ります。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、になります。

はじめに、申請番号2番 所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、畑、ほか10筆で計12,733㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続されたものです。取得後は●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号3番 所在地 大字溝延字松木壇（マツキダン）●●●●、田、3,123㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、資料2ページ、申請番号4番 所在地 谷地字置上（オキアゲ）●●●●、畑、ほか7筆で計7,984㎡です。所有者の ●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も置上のさくらんぼについては自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

以上3件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今、事務局から説明がありました案件について皆さんから何かご質問がありましたら、

よろしく申し上げます。

何も無ければこのまま取り進めてくださるようお願いいたします。

それでは次にまいります。報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明よろしく申し上げます。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページになります。報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号13番、所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、田、390㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の法定相続人代表●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

申請番号14番、所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、田、ほか2筆で計966㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人法定相続人代表●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。こちらも、議第7号でご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、番号飛びますが、同じ受け人ですので一緒にご説明します。申請番号15番、16番、及び資料4ページから6ページの19番から27番につきましては、それぞれの貸付人と受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。いずれも、議第7号でご協議いただきますが、子の●●●●さんに経営移譲するためとのことです。

関連して、資料6ページ7ページの申請番号28番から30番につきましても、それぞれの貸付人と受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。いずれも、議第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、子の●●●●さんに経営移譲するためとのことです。

次に、資料4ページに戻ってください。申請番号17番、所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか1筆で計3,891㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらも議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号18番、所在地 谷地字桑ケ原（クワガハラ）●●●●、田、ほか1筆で計2,361㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の法定相続人代表●●●●さ

んとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後議第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、資料7ページ、申請番号31番及び32番、所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●、田、3,037㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの中間管理事業法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作することです。

次に、申請番号33番及び34番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、ほか3筆で計6,853㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。この後、議第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、資料8ページ、申請番号35番、所在地 大字溝延字黒木淵（クロキブチ）●●●●●●、田、2,725㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約です。この後、議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号36番から資料13ページ55番につきましては、それぞれ記載のと通りの契約による賃貸借契約の合意解約になります。いずれも押切・吉田地区治水事業にかかる公共事業該当のための解約となります。

次に、申請番号56番及び57番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●●、田、3,036㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。この後、議第7号でご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号58番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●●、田、ほか2筆で計1,639㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。こちらもこの後、議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、他の方に貸すためとのことです。

以上46件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ありがとうございます。皆さんの方から何か疑問な点ございましたら。無ければこのまま取り進めていただきます。

続きまして議第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の14ページをご覧ください。議第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号13番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字千苧（センガリ）●●●●、田、ほか1筆で計6,051㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号14番、賃借権の設定です。所在地 谷地字根際（ネギワ）●●●●、田、ほか2筆で計6,849㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号15番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、1,418㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号16番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、ほか1筆で計3,596㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号17番、賃借権の設定です。所在地 西里字下楨（シモマキ）●●●●●、田、2,922㎡1筆です。渡し人は、法定相続人代表●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

資料15ページ、申請番号18番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字千苧（センガリ）●●●●●、田、ほか1筆で計4,688㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に、申請番号19番、賃借権の設定です。所在地 谷地字根際（ネギワ）●●●●●、樹園地、ほか1筆で計1,800㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、受け人の●●●●さんに要望されたためということです。

次に申請番号20番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、2,106㎡1筆です。渡し人は、ここに法定相続人とありますが、資料の訂正をお願いします。●●●●さんに訂正をお願いします。こちら相続登記済みでありまして、亡くなった方の妻にあたる方です。受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労

力不足のためということです。

次に申請番号21番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、1、899㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号22番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、ほか2筆で計4、837㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に資料16ページいきまして、申請番号23番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、ほか1筆で計5、122㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号24番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字小堤（コツヅミ）●●●●●、樹園地、2、809㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号25番、賃借権の設定です。所在地 谷地字桑ヶ原（クワガハラ）●●●●●、田、ほか1筆で計2、361㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号26番、使用賃借権の設定です。所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●●、田、ほか3筆で計6、853㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給のためということです。

次に資料17ページ、申請番号27番、賃借権の設定です。所在地 谷地字岩木（イロキ）●●●●●、田、1、521㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に、申請番号28番、所有権の移転です。所在地 西里字窪田（クボタ）●●●●●、樹園地、837㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に、申請番号29番、所有権の移転です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●●、畑、ほか2筆で計4、494㎡です。渡し人は、●●●●さん外1名、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためということです。

次に、申請番号30番、所有権の移転です。所在地 大字岩木字原ノ内（ハラノウチ）●●●●、田、1、176㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

以上18件になります。よろしくお願ひします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。現地調査、皆さん当たってると思いますので報告お願ひします。13番から、もしあれなら溝延地区一括してお願ひします。

○ 押野委員

全部で15筆調査してきました。水田に関しては農地、受け人等問題ないこと確認しております。24番小堤331樹園地については、さくらんぼ植わってたんですが、伐採作業終わってまして、まだ切り株残ってますけども、●●●●さんの方で伐根して果樹を植えると言ってますので、今年1年間管理、草等伸びると思いますので、よく見ていきたいと思ひます。問題ありませんでした。

○ 議長（会長）

はい。谷地地区、一括して結構ですので。

○ 安部委員

谷地地区ですが、14番と19番受け人が●●●●さんということで、全部で5筆になります。こちら受け人の●●●●さんですが、新規就農者で関東の方から夫婦でこちらに越して来まして、就農しております。こちらで就農した理由ですが、おじさんが西里の方にいるということで、そのついでこちらの方で農業やっております。去年まで、●●●●さんのところでイチゴ栽培を手伝っております。19番の所ですが、もともとさくらんぼ畑だったのですが、開墾しまして、こちらに2棟いちごハウスを建てております。今年度からはなすに挑戦したいということで、500本程苗も準備してあるとのことでした。受け人についてJAセンター長等にも確認したのですが、特に問題ない方だと思ひます。農地についてもきれいに管理されていたので問題ないと思ひます。

○ 議長（会長）

はい。新規就農の方がいらっしゃるということで、いろいろアドバイス、ご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。次西里お願ひします。

○ 岡崎委員

申請番号17番と28番ですけれども、どちらの受け人の方も元気でされているという

ことで問題ないかと思えます。あと、先ほどの●●●●さんは、私の娘と同級生のお父さんの一人で良く知っていて、これから西里を盛り上げてくれるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、ほかに。

○ 布川委員

谷地の方で26番砂田の件に関しては●●●●さんですがきちんとやって何も問題ございませんでした。あと29番の●●●●さん入るということですが、すごく荒れて困ったな、と思っている園地です。●●●●さん年も80歳で畑も大分荒れてるので気を付けて管理して欲しいなと思ってます。現在は荒れてました。

○ 議長（会長）

はい、安部さん。

○ 安部委員

25番の谷地地区2筆なのですが、竹屋さんは5、6年前から親元の●●●●さんの所で就農しております。こちらも谷地桑ヶ原で自宅から30メートル程下った所で凄く近所になります。●●●●さん自身、さくらんぼ5反歩と西洋梨も結構やっているの、農家としてやっていけるのではないかと考えております。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。北谷地お願いいたします。

○ 堀委員

はい、申請番号27番受け人の●●●●さんは、この土地長年作っておりまして、何ら問題ないと思えます。

○ 高橋委員

申請番号30番、この土地去年から私もよく見ておりますけども、●●●●さんがこれまでも耕作されている土地で、野菜なんかもきちんと管理されているので何ら問題ないと思えます。

○ 議長（会長）

ありがとうございます。あとは、抜けてるところ、ございませんね。なら、布川委員、29番わざわざ行かないまでも、せつかく高い金額で買われたんですから、そのへん、しっかりご指導お願いします。はい、今皆さんからご報告ありました現地報告の件賃借料の

方も金額いろいろでございます。皆さんの方から質問ありますか。ないですか。はい、逸見委員。

○ 逸見委員

素朴な質問なんです。山王の土地ってこんなに高いんですか。

○ 議長（会長）

布川委員、わかりますか。

○ 布川委員

ちょっと高いと思いますけども。お金があるから高く買うのだと思います。

○ 議長（会長）

多分相場そのもの、昔の感覚でいると田んぼ1反歩100万円とか、そんなイメージあるのかな、もしかすると。

○ 布川委員

ましてや道路ないんだけど、この値段なんだな。年も年だし自分の土地も荒れてるんだから、ちょっと疑問はあります。

○ 奥山委員

隣で聞いてたんですけど、一昨年まで放棄地で農地パトロールで問題になってた土地なんです。本人80歳にもなってあの面積できるのかな、と思ったら、本人はしなくって。

○ 木嶋委員

本人は見たことないです。本人から頼まれて去年あたりから草刈ってました。俺のところに。

○ 議長（会長）

ああ、誰か委託して草刈ってたんだ。

○ 木嶋委員

そうですね、本人じゃなくね。

○ 奥山委員

去年は綺麗でした。農地パトロールした時は。

○ 議長（会長）

それはその時は●●●●さんじゃなく●●●●さんなんだべ。

○ 事務局（奥山）

いいですか。事務局の方で前放棄地で上がってたと思うんですが、業者頼んで草刈りしてもらってるということで外れた所です。ご本人は何も農業してないです。

○ 議長（会長）

まず谷地の方少し目配りお願いします。あとほかに。

○ 奥山職務代理

はい、確認だけですが、17番の金額が間違っていないかだけの確認です。

○ 堀委員

27番ですか。川沿いで非常に便利悪い所で、この下の方が放棄地なってるような所です。なので話し合っこの金額にしたんだと思います。

○ 議長（会長）

ここはまあ、地元の岩木あたりの人から見ると、このくらいの価値しかない、と。

○ 堀委員

俺は借りない。

○ 奥山職務代理

はい、わかりました。

○ 議長（会長）

まあ、河北町にもそのくらいの値段しかつけない農地が出てきたということで。また畑なんか無償の所大分出てきておりますんで。とにかく耕作放棄地とか出てきたらよく監視していただいてよろしくをお願いします。あと何か。無ければこのまま通過させますので。

はい、それでは次に進めさせていただきます。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の18ページをご覧ください。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明します。

申請番号2番、所有権の移転です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか1筆で計2,834㎡について、渡し人が●●●●さん、受け人が、●●●●さんになりま

す。

申請事由につきましては、周辺に公共施設及び商業施設が充実しており、その利便性を生かして宅地分譲を計画するものです。

資料の63ページに案内図がありますのでご覧ください。眺葉園北、●●●●さんの隣です。64ページに字切図があります。65ページが土地利用の計画図となっております。9区画を住宅用分譲地、ほか1区画を隣の住宅の落雪緩衝地として分譲する計画です。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしております。

次に資料の18ページに戻っていただきまして、申請番号3番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、275㎡1筆です。渡し人が●●●●さん、受け人が、●●●●さんになります。

申請事由につきましては、商業施設や県立病院が近いなど住環境が良く、周辺地域へのアクセスも良好な、祖父所有の申請地を使用貸借して住宅を新築する計画です。

資料の66ページに案内図があります。高南の●●●●の所で、実家の南側になります。67ページに字切図があります。南側の黒く塗られた所は道路です。申請地の南隣●●●●●は宅地となっておりますが、ここに通路があります。68ページの土地利用の計画図をご覧ください。申請地が左上になりますが、南東角に接している部分に通路がありまして、申請地の南側矢印があってTAと記載している部分は西側農地への乗入れ通路になっています。69ページが建物計画図ですが、住宅北側は実家との境界で、庭と実家への通路になりまして、現在庭木が植えてあります。それで、立面図を資料に添付漏れていましたので、本日席に1枚ペラでお配りしております。軒高が6.36mとなっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしております。

以上2件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、現地確認の報告をお願いします。

○ 木嶋委員

はい、今日現地調査やってきました。●●●●さんの所で便利な所だと思います。これから発展していくんだと思います。あと高関の方ですけれども、荒町の方なんですけれども。この地図見るとわかりづらいと思うんですけれども、ずうっとひよろ長い土地の両側に家があって、その真ん中に畑あったものを転用して家を建てるということなので、何ら問題なかったと思います。

○ 議長（会長）

はい。若い人が家を建てるということなので、喜ばしいことだと思いますけども、何か皆さんからご質問ありませんか。無ければ、このまま許可いたしたいと思います。

次に議第6号 農用地利用集積計画の一部取消しについて事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の19ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定をしたが、取り消したい旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。資料20ページをご覧ください。

申請番号1番、所在地 大字田井字田中（タナカ）●●●●、田、2,943㎡1筆で、渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんで、令和4年12月の総会において所有権移転の決定をいただいたものですが、決定後に、登記及び納税関係の認識が異なっていたことがわかり、そのままの条件では移転出来なくなったため、双方より取り消し願いの申請があったものです。

以上1件のご審議よろしくをお願いします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。この案件確か先月だか先々月だか許可した案件でした。いろいろ農地的に問題がある土地でした。これ、本当の理由ていうのは何なんだっけ、事務局。

○ 事務局（奥山）

12月の取引になりますと、本当はお互いの認識が12月に決定いただいて、売買の日付が1月になる認識だったんです。次の年度の申告になると思っていたのですが、集積で行きますと、公告日が12月になっていたものですから、売買が12月とみなされて、12月の収入とみなされてしまう、ということがありました。前の年になりますと、●●●●●さんの方の所得税の納税額が変わることになり、売買価格の45,000円では負担がおさまらないことになってしまうため、次の年に送らせて欲しいという申し出がありました。

○ 議長（会長）

これは結局まるっきり白紙ではないんだべ。要するに●●●●●さんが買わないは、ということではないんだべ。

○ 事務局（奥山）

はい、あの12月の決定を取り消していただいて、実は今月の集積計画に載せさせていただいて、同じ条件での集積をお願いしたいというものです。

○ 議長（会長）

はい。長年平場の3反歩耕作放棄地になっていて原野化しているような所で。●●●●さんが値段はどうあれ、引き受けて農地化してくれるということで大変喜んでた所でした。山王とは反対に10分の1程の値段ですけども、地元としても引き受けてくれるということで大変喜んでた案件でした。まず売主さんの都合もあるようで、一旦取り消しさせていただいて、またすぐに●●●●さんにごんばっていただきたい案件です。これについて皆さんの方から。上げたり下げたりあんまりあんまりという意見とか、何かあれば。無ければこのまま進めさせていただきます。

それでは次に進めさせていただきます。議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定について、これ事務局より説明を受ける前に、冒頭私のあいさつの中で申し上げました西里ファームさん。他のところはわかりません。溝延地区における馬場、千苺、扇田等全部削除お願いしたいものです。あいさつの中で口足らずで皆さんに納得いただけない所あったかと思えますけども、所謂人・農地プランという、今まで皆さんが座長となって、地域の農地利用に尽力をしていただいて。ただ、手挙げてない方に所謂中間管理事業のマッチングしてしまうと何のために人・農地プランに皆さんが手を挙げたのか。例えばここにいる奥山農園さんが溝延に手を挙げている、この中にもにもそういった方があるわけです。そういった方をないがしろにした形になるものですから、溝延の馬場、千苺、扇田かなりの筆数ありますけども、削除を冒頭でお願いしたいと思えます。あともし他の地区、例えば谷地地区ではそういう問題ないんだべ。

○ 布川委員

はい、特に。なるべく近間ということはあるんだけども、強制はしてません。

○ 議長（会長）

奥山代理、何か。

○ 奥山職務代理

はい、最後に話そうかと思ってたんですけども。人・農地プランの区割りが住所の頭の番地溝延扇田とかなってまして。調整会議等で良く話なるのが、西里の例えば根際、畑中にもついてですが、谷地字根際、西里字根際という番地があるそうで、西里字根際については西里に調整会議来てます。ただ谷地字根際については所有者がほとんど根際の方に対して、谷地地区の調整会議で決まってくる、と。扇田についても畑中の人の農地が大半入ってる場所もありまして、扇田、馬場、千苺、その区割りの線を調整したらどうなのかな、という話がありまして、農地利用調整組合の区割りもあるようなので、そのへんの区割りで上がりましたので、報告だけ。

○ 議長（会長）

はい、わかりました。溝延の場合、三泉地区これ他地区なものですから、まるっきり町

内で話出来る立場でないものですから。三泉地区とは、まあ西里方面は別として、溝延の場合、今奥山代理から話が出た利用改善組合のかつての線引きだとちょっと田んぼの入れ食いあったもんですから、農道を境として溝延の方に入ってきたものは極力溝延の方にマッチングさせると。どうしても地元の田んぼ地元で作りたいということであれば、中間管理でなく基盤強化でやってください、と。あと畑中奥山農園さんあたりも。第一候補溝延の人なんだけども、溝延の人そこまで行かないは、となれば奥山農園さんの所に極力あっせんするようなことにはなっております。皆さんの所でもこれから本格的にさっき言った地域計画、本来であれば1筆1筆貼り付けていかなければならないような計画まあ、実際はそこまで出来ないと思いますけども。自分の農地自分で作るという人から剥がすようなこともできませんし。その辺の所、利用組合、今活動してない所もあるかもしれませんが。その線引きの中で西里と谷地の境界といいますか。所有者が西里だから、西里でするといふものなかなか大変でしょうから、あくまでも集積集約が大事な仕事ですので。河北町どの地域もそうだと思います。その辺ひとつ地域の合意を得ながらやっていただきたいと思います。またあの、岡崎農園さんというところが法人化しました。弥勒寺だから谷地なんだけども、これを飛び越えて溝延にも手を挙げたいと。やっぱりそこまで意欲を持っての方もおります。今回出てきた西里ファームさんは何十人という組合員を抱えた法人化した組織が、西里だけで集積するのか、あるいは溝延の方に何十筆とある中、溝延に手を挙げてこなかったのも、法人としてどうなのかな、という私は皆さんの前で声に出していけないのかな、と思いながらそれだけいいかげんな法人なのかな、と腹の中で思っていましたけども。その辺、もしかしたら来月あたり各地区の調整会議あるかもしれません。その中でいろんな代表の方来てはるはずですので、少し話出してみてください。議論できれば、その谷地との線引きというものも話し合ってみてください。それでは、議第7号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の21ページになります。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼があり、審議をお願いするものになります。資料22ページが総括表ですが、所有権移転が3件と、貸借権設定が187件になります。先ほど会長のお話にあったとおり、西里ファームさんの分を除くとなりますと、出し人の件数でいくと16件削除なる予定です。ちょっと番号で整理させてください。取り下げする予定が、54ページ104番、105番、93番、次に行きまして106番、100番、56ページ97番、57ページ102番、103番、58ページ98番、92番、96番、95番、59ページ101番、60ページ99番、62ページ94番、91番になります。

では、資料の23ページをお開きください。所有権移転です。

申請番号17番、所在地 谷地字置上（オキアゲ）●●●●、畑、1、283㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当300,000円で、総額384,900円です。

次に、申請番号18番、所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、ほか2筆で計3, 195㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当383, 803円で、総額1, 226, 250円です。

次に、申請番号19番、所在地 大字田井字田中（タナカ）●●●●、田、2, 943㎡1筆で、渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当15, 290円で、総額45, 000円です。

次に、資料24ページお開きください。こちらから貸借権の設定です。

申請番号20番から37番、39番から50番の貸借権設定につきましては、一覧のとおり契約内容となっておりますが、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものです。

申請番号38番は畑ですが、基盤強化促進法を通して賃貸借契約していたものが期間満了となることから、改めて相対での貸借権を設定しようとするものです。

次に、資料の33ページをお開きください。中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号51番から資料62ページの206番までの貸借権設定につきましては、一覧のとおり契約内容となっており、いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上190件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから何かご質問ございませんでしょうか。西里地区の方、例えば西里ファーム却下した後この後何なるんだ、とか聞かなくていいんだか。

○ 奥山職務代理

いや、今回に関しては溝延に名前挙げてないのが一番の原因なので、西里ファームの方で対応してもらうのが妥当なのかなと思っております。

○ 議長（会長）

もしあれなら、どこの地区でもこれ同じだと思うんですが、年に何回かあるいは最低でも1回、こういう人が人・農地プランに新しく手挙げると、とか。かと言って例えば私と押野委員、関委員だけでいいんねがっす、なんで決められるもんでもないし。各団体に、招集かけて。来る来ないは別にして、案内出して。こういう人手挙げたいんだ、と言って皆さんから承認してもらって、初めてこういうメリットを共有してもらう、と。ということ。これは各地区、谷地地区は東根の人混ぜないなんて聞いてたけども。谷地の人も溝延の人を混ぜてもらったり、北谷地にも谷地の人混ぜてもらったり、決して溝延に西里ファ

ームさん入れないという話ではないので、ただやっぱり参加者の方の同意を得ないことにはということがあって。あしからず。

○ 奥山職務代理

はい、今回の件西里ファームが溝延に入っていないというのは私の落ち度でもあるかな、と。思っております。これから、さっきも言ったように、小さい農家さんでも西里と谷地に手を挙げなくちゃいけなかったり、農家さんの負担が増えると思いますので、その辺やっぱり地元に戻って、改めて線引き等谷地地区、溝延地区等に話させてもらって、その辺西里地区もうまく話し出来るように進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○ 議長（会長）

はい、よろしくお願いいたします。あと何か皆さんの方から。なければこのとおりに進めさせていただきます。

議案の審議、以上であります。

午後3時16分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月27日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
